

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	建築物の仮使用認定		
根 拠 法 令 名	建築基準法	(条項) 第 7 条の 6 第 1 項	
基 準 法 令 名	建築基準法施行令 建築基準法施行規則	(条項) 第 13 条、第 13 条の 2 (条項) 第 4 条の 1 6	
所 管 部 署	都市計画 部 建築指導 課 審査 係		
標 準 処 理 期 間	1 4 日	法 定 処 理 期 間	日
【審査基準】・文書の名称 【 工事中建物の仮使用手続きマニュアル、他 】 ・掲載図書等 【 工事中建物の仮使用手続きマニュアル冊子、他 】 ・内 容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 【建築基準法第 7 条の 6 の規定に基づく認定】 第 6 条第 1 項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第 1 8 条第 3 8 項及び第 9 0 条の 3 において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第 7 条第 5 項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、特定行政庁が認める場合や、建築主事もしくは第 7 条の 2 第 2 項の規定による指定を受けたもの認めた場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。